

参議院風水害緊急対策特別委員会会議録第三号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午後
二時二十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 矢嶋 三義君
理事 藤野 繁雄君
三浦 辰雄君
成瀬 幡治君
永井純一郎君

委員 大谷 寛雄君
重政 庸徳君
高野 一夫君
松岡 平市君
井野 碩哉君
上林 忠次君
新谷寅三郎君
林 了君
亀田 得治君
山田 節男君

政府委員

内閣官房副長官 田中不敏三君
大蔵事務次官 河野 一之君
厚生事務次官 中山 マサ君
農林事務次官 篠田 弘作君
通商産業 古池 信三君
政務次官 事務局側
委員部第三課長 川合 重男君

本日の会議に付した事件

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部

第二十四部

風水害緊急対策特別委員会会議録第三号 昭和二十八年十一月二日【参議院】

を改正する法律案(内閣送付)

○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特別に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○水害関係特例法中改正を要すべき点に関する件

○政府に対する申入れの件

○委員長(矢嶋三義君) 只今から本日の会議を開きます。内閣提出にかかる法律案について政府委員が提案理由説明に本委員会に出席されておりますので、提案理由説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律案について提案理由を御説明申し上げます。

本法は、先に第十六回国会において成立をみました今年六月及び七月大水害に対する諸法律中通商産業省所掌の三法律について、これを本年八月及び

九月の風水害に対しても適用でき得るよう所要の改正を加えたものであります。

第一条は、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律の一部を改正するものであります。特例措置の適用対象を八月及び九月の風水害によつて損失を受けた中小企業者にまで拡大せんとするものであります。

第二条は、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正するものであります。特別措置の適用対象を八月及び九月の風水害の被害中小企業者にまで拡大し、併せて六月及び七月の大水害と八月及び九月の風水害との再度にわたり被害をこうむつた者に対しては利子補給の優遇措置を受け得る復旧事業資金の限度額を引上げる措置を講ずると共に利子補給に係る復旧事業資金の総額を増額せんとするものであります。

第三条は、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律の一部を改正するものであります。自転車競技法の規定による国庫納付金を納付することを要しない地方公共団体として八月及び九月の風水害を蒙つた地域内にある罹災地方公共団体を追加し得るよう措置し、今次災害の速かな復旧に資せんとするものであります。

何とぞ、慎重御審議の上、速かに御同意あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) この法律案は只今予備審査中でございますので、先ほどの協議会の決定に基づいて質疑を次回に譲つて、本日は提案理由聴取のみにいたします。

次、大蔵省。河野大蔵次官。

○政府委員(河野一之君) 昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

先に、本年六月及び七月における大水害に対する特別措置法いたしましたし、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害者に対する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害による資金の融通に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律並びに昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法が制定公布せられ、被害者に対する資金の融通を円滑にするため、融資機関に対し、利子補給及び損失の補償を行い、国若しくは地方公共団体の職員等に対し、国家公務員共済組合による災害見舞金の増額給付又は特別給付金の支給の措置を講じ、又、被害中小企業者の事業設備の復旧を図るため、国有機械を減額譲渡する等の特別措置が講ぜられたのであります。更に本年八月及び九月に

その被害状況に鑑み、同様の措置を講ずることが必要であると考えられますので、右の三法律を改正して八月及び九月の風水害にも適用することといたしたいと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 右の提案理由説明に対する質疑は次回にいたすことにいたします。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(篠田弘作君) 法案の説明をする前にちよと皆さんに御挨拶申し上げます。本年は異常の災害の年でありまして、災害特別委員会の委員の各位におかれましては休会中も非常に御勉強下さいましたにもかかわらず、私は実は北海道の冷害視察のために委員会に顔を出すことが非常に困難になりました。大変失礼いたしました。この点法案の説明をする前におわびをしておきたいと思ひます。何とぞ御了解を願ひます。

只今提案になりました、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先の六月及び七月の大水害に際しま

しては二十四の特別立法が制定され、被害地の復興に万全の措置が講ぜられたのでありますが、今次の八月及び九月の風水害についてみましても、その規模において先の大水害の場合と何ら異なつたところはないのであります。この点は各位の御承知の通りであります。

そのため政府といたしましては、先の六月及び七月の場合と同様に農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助率引上等特別の措置を講ずると共に、被害農家に対しては、その農業経営を維持するために必要な営農資金を円滑に、且つ低利に融通するよう措置を講じ、さらに被害農業者に対しおおむね生産者価格により米麦を売渡し、もつて被害農家の飯米の確保をはかるうとする目的をもつてこの法案を提案したのであります。

以下本法案の内容につきましてその概略を御説明申し上げたいと思ひます。本法案は三つの部分から成り立つております。

先ず第一は農林水産業施設災害復旧事業費に対する国庫補助率の引上をいたしたことであります。即ち先の六月及び七月の大水害の場合には農地等の災害復旧事業に対する国庫補助率を九割に引上げたのでありますが、今回の八月及び九月の風水害による農地等の災害復旧事業にも同様の高率補助率を適用する等の措置を講じ、もつてその復旧に万全の措置をとらんとするものであります。

第二は被害農林漁業者等に対し営農資金の融通を円滑にする措置を講じたことであります。即ち先の六月及び七月の大水害の場合にとりましました措置と

同様今回の八月及び九月の風水害の場合におきましても、被害農林漁業者に対し資金を融通する金融機関との契約により、利子補給及び損失補償等を行う都道府県に対し、政府はその費用の全部又は一部につき補助金を交付する等の措置を講じますと共に、前回の水害及び今回の風水害の双方によつて損失を受けた、被害農林漁業者等に対しましては、国庫補助に係る融資の貸付額の限度を二十万円とし、更にこれらに伴ひましてその融資総額を従来の百億円から二百億円に引上げる等の措置を講じようとするものであります。

第三は被害農家に対し米麦の生産者価格等による売渡制度を設けたことであります。即ち先の六月及び七月の大水害による被害農家に対しまして、米麦の低廉な価格による売渡の制度が設けられたのと同様今回の風水害につきましても、これによりその生産した米麦を流失した等の被害農家に対しまして、おおむね生産者価格で米麦を売渡す等の措置を講じ、もつて飯用米麦の確保と農業再生産の維持に支障なからしめようとしたわけでありま。

以上がこの法律案提出の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 右提案理由に

対する質疑は次回に行うことにいたします。速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。田中官房副長官。

○政府委員(田中不破三君) 只今議題となりました、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方

公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

去る六月及び七月に西日本、南近畿等に生じた大水害に対しましては、被害の激甚さに鑑み、その復旧の促進と民生の安定を図るため各般の特別措置を講ずるよう二十四件に及ぶ特別措置法が制定されたのでありますが、御承知のようにその後更に八月には京都、三重、滋賀等に豪雨による大水害が発生し、又九月には近畿、中部地方を中心として多数の府県に台風第十三号による風水害が発生いたしました。

政府といたしましては、これら八月及び九月の風水害につきましても、六月及び七月の大水害に対する復旧等に関する各般の特別措置と同様の措置を講ずることが必要であると考へましまして、これを現行の特別措置法の一部改正の形で行うことといたしたので本案を提出した次第であります。

次に内容について申し上げます。第一条から第九条までの各条におきましては、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業に関する国の費用負担及び補助に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別

措置に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法及び昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のた

い積土砂の排除に関する特別措置法の九法律についておの／＼その一部を改正して、各法律に定められた特別措置を八月及び九月の風水害についても適用するよう規定いたしましたのであります。なお附則におきましては、現行の各特別措置法の附則におきましても同様に、この法律の施行前に施行された災害復旧事業等についてもこの法律を適用するための必要な規定を設けております。

以上甚だ簡単なではあります。この法律案を提出いたしました理由及び内容の概略を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 只今の提案理由説明に対する質疑は次回に譲ります。続いて厚生政務次官中山君が出席されておりますので、厚生省関係の法律案の提案理由を聴取いたします。

○政府委員(中山マサ君) 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、この提案の理由を御説明いたします。

この法律は、前国会において制定されましたところの昭和二十八年六月及

び七月の大水害の被害地域に対する特別法のうち厚生省関係の六件の法律、即ち、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法、同災害救助に関する特別措置法、同国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法、同病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法、同社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法及び同母子福祉資金の貸付に関する特別措置法について、その一部を改正するものであります。改正の要点は次の通りであります。

第一点は、右の六件の特別措置法は西日本及び近畿等の各地方に発生した本年六月及び七月の水害に適用するものとして定められていたものであります。が、本年の八月に発生した京都府地方等の大水害及び九月の第十三号台風によつて発生した近畿、東海、北陸等の各地方の風水害にも同様の特別措置を講ずる必要がありますので、現行法に定められております災害の範囲及び期間の規定を改正して右の風水害等にもこれを適用しようとするものであります。

右の点は六件の特別措置法全部を通じての改正であります。これ以外に災害救助及び母子福祉資金の貸付に関する特別措置法につきましては、別に次のような改正を行おうとするものであります。

先ず災害救助に関する特別措置法につきましては、現行法第二条第一号及び第二号に定められている応急仮設住宅供与費及び救助事務費等についての国庫補助の措置が、本年八月三日に公布されました災害救助法の一部改正法

に規定されるに至りましたので、これとの調整を図らんとするものであります。

次に、母子福祉資金の貸付に関する特別措置法につきましては、現行の規定ではこの特別措置が被害による被害を受けない者にまで及ぶ虞れがありま

すので、この法律の立法の趣旨に即応するように、この特別措置の対象を風水害等により被害を受けた者に限定する

と共にこの特別措置の実施範囲を風水害等を受けた全地域に及ぼし得るよう

にしよとするものであります。

以上この法律案の提案理由につきまして御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 只今の提案理由の説明に対する質疑も次回に行うことにいたします。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をつけて下さい。前回の委員会内容協議決定しました風水害対策に関する申入れ案文を朗読いたします。

○参事(川合重男君) 朗読いたします。

昭和二十八年十一月二日
参議院風水害緊急対策特別委員会
風水害対策に関する申入れ(案)
風水害対策については当委員会において目下鋭意審議中であつて速かにこれが結論を得て改めて政府の善処を求める考えであるが、取急ぎ次の事項について遺憾なく措置せられ

一、炭素構築費の一部を国において助成すること。

山村地帯に在る農家は今回の水害によつて田畑其他農業用施設を流失しその困窮度は一般農家に比して特に甚しく、製炭して活路を見出す以外に生計の途はないが、その財源は極度に窮乏している折柄、その炭素構築費の一部を国において助成せられたい。(なおこの際堅牢、優秀なる製造業を構築するよう指導せられたい。)

一、淡水魚等の養殖及び放流に對し助成措置をすること。

風水害によつて被害を受けた淡水魚等の養殖施設復旧については助成の途はあるが、養殖、放流については法律上の助成策もないし、予算措置もとられていない。特に河川、湖沼に放流した淡水魚で被害著しいものがあり到底回復の見込が立たないものがあるから、かようなものについては種苗放流費に對して助成されたい。

一、農林水産業施設災害復旧事業費、農林補助の暫定措置に関する法律の一部を改正すること。

風水害等によつて農耕地に湛水せるものを排水すること、又は高潮等によつて塩分が沁透るものを除去することは、当然被害農地の復旧事業であるにかかわらず、農林水産業施設災害復旧事業費、農林補助の暫定措置に関する法律において明確を欠くので、今次災害に關して特別立法の制定を余儀なくされているのである。

よつて、政府は、次期国会開会の機に排水除塩に關し改正法律案

を提出し、将来復旧事業として明確に取扱われるよう措置すべきである。

○委員長(矢嶋三義君) 速記をとめて下さい。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を起して下さい。

先刻参事が朗読いたしました風水害対策に関する申入れ案につきましては、第三項を次のごとく書替へまして、政府に申入れることを御承認願ひたいと思ひます。即ち、

今次災害に對して排水除塩の議員立法をなす予定であるが、政府においては、従来の法律につきこのたび議員立法をなす内容と同様の立場において、今次国会にその改正法律案を出すように成文化する。

こういう内容の申入れ案を成文化して申入れることに御異議ございませんか。

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて

午後四時七分速記開始

○委員長(矢嶋三義君) 速記を始めて

午後四時八分散会

十一月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律等

下さい。本日はこれを以て閉会いたします。

十一月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律等

の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月にお

ける水害による被害たばこ耕作者

に對する資金の融通に関する特別

措置法等の一部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月の大

水害の被害地域における公衆衛生

の保持に関する特別措置法等の一

部を改正する法律案

一、昭和二十八年六月及び七月にお

ける大水害に伴う中小企業信用保

險法の特例に関する法律等の一部

を改正する法律案

一、農林水産業施設災害復旧事業費

、農林補助の暫定措置に関する法律

等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律等

の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公

共団体の起債の特例に関する法律

等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律

等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公

共団体の起債の特例に関する法律

等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

水害により被害を受けた地方公

共団体の起債の特例に関する法律

等の一部を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大

学校施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条及び第二条第三号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第四条 昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

本則中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害」を加える。

第五条 昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月の風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

第一条第一項中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で指定する地域において生じた風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第七条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

第一条中「大水害（以下「水害」という。）を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）に改める。
第二条第一項中「水害」を「水害等」に、「同年九月三十日まで」を「政令で定めるところにより同年九月三十日、十月十五日又

は十一月三十日のいずれかの日までとする。」に改める。

第八条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

第一条中「大水害の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

第九条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法

第一条中「大水害（以下「水害」という。）を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）に改める。
第二条中「大水害（以下「水害」という。）を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された私立学校施設の前施行された私立学校施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法は、政令で定めるところにより、同法第一条に規定する被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律は、同法第二条第一項に規定する休業であつてこの法律施行前に係るものについても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつて

この法律施行前に係るものについても、それぞれ適用する。

3 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（以下「たい積土砂排除法」という。）第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行したたい積土砂排除法第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村（市町村の組合を含む。）の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、同法を適用する。

4 たい積土砂排除法は、この法律施行前に施行されたたい積土砂排除法第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律案
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律

（昭和二十八年六月及び七月にお

ける六害による被害たばこ耕作者
に対する資金の融通に関する特別
措置法の一部改正)

第一条 昭和二十八年六月及び七月
における水害による被害たばこ耕
作者に対する資金の融通に関する
特別措置法(昭和二十八年法律第
二百二十号)の一部を次のように
改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害による被害
たばこ耕作者に対する資金
の融通に関する特別措置法
第一条中「水害(以下「水害」
という。)」を「大水害又は同年八
月から九月までの間に生じた風水
害(以下「水害等」と総称する。)」
に改める。

第二条第一項第一号及び第二号
中「水害」を「水害等」に改め、
同条第三項中「二億円」を「二億
二千万円」に改める。
(昭和二十八年六月及び七月の大
水害により被害を受けた公務員等
に対する国家公務員共済組合の給
付の特例等に関する法律の一部改
正)

第二条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害により被害を受けた公務
員等に対する国家公務員共済組合
の給付の特例等に関する法律(昭
和二十八年法律第二百二十八号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害による被害

を受けた公務員等に対する
国家公務員共済組合の給付
の特例等に関する法律

第一条中「(以下「水害」という。)」
を「又は同年八月及び九月の風水
害(以下「水害等」と総称する。)」
に、「水害により」を「水害等に
より」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水
害等」に改める。
(昭和二十八年六月及び七月の大
水害による被害中小企業者に対す
る国有の機械等の譲渡等に関する
特別措置法の一部改正)

第三条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害による被害中小企業者に
対する国有の機械等の譲渡等に関
する特別措置法(昭和二十八年法
律第二百四十一号)の一部を次の
ように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害による被害
中小企業者に対する国有の
機械等の譲渡等に関する特
別措置法

第一条第一項中「(以下「水害」
という。)」を「又は同年八月及び九
月の風水害(以下「水害等」と総
称する。)」に、「水害により」を
「水害等により」に改め、同条第五
項中「六月及び七月の大水害」の
下に「並びに同年八月及び九月の
風水害」を加える。
第二条及び第三条中「水害」を
「水害等」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月及び七月の大水
害の被害地域における公衆衛生の
保持に関する特別措置法等の一部
を改正する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大
水害の被害地域における公衆衛
生の保持に関する特別措置法等
の一部を改正する法律
第一条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害の被害地域における公衆
衛生の保持に関する特別措置法
(昭和二十八年法律第二百十六号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害の被害地域
における公衆衛生の保持に
関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及
び七月に生じた大水害(以下「水
害」という。)」を「昭和二十八年六
月及び七月に生じた大水害又は同
年八月及び九月に生じた風水害
(以下単に「水害等」という。)」に
改める。
第二条第一項中「又は同年七月
一日」を「七月一日、八月一日
又は九月一日」に改め、同条第一
項及び第二項中「水害」を「水害
等」に、昭和二十八年六月及び七
月の大水害の被害地域における公
衆衛生の保持に関する特別措置
法」を「昭和二十八年六月及び七
月の大水害並びに同年八月及び九
月の風水害の被害地域における公
衆衛生の保持に関する特別措置
法」に改め、同条第三項中「昭和
二十八年六月一日とする市町村及

び同年七月一日とする市町村は、
をそれぞれ昭和十八年六月一日、
七月一日、八月一日又は九月一日
とする市町村は、」に改める。
第三条第一項中「水害」を「水
害等」に、「又は同年七月一日」
を「七月一日、八月一日又は九
月一日」に改める。
第四条第一項中「又は同年七月
一日」を「七月一日、八月一日
又は九月一日」に、「水害」を
「水害等」に改める。
第二条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害の被害地域における災害
救助に関する特別措置法(昭和二
十八年法律第二百十七号)の一部
を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害の被害地域
における災害救助に関する
特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及
び七月の大水害(以下「水害」と
いう。)」を「昭和二十八年六月及
び七月の大水害又は同年八月及び
九月の風水害(以下単に「水害等」
という。)」に改める。
第二条各号列記以外の部分中
「被害地域に係る都道府県が、」の
下に「水害等に関する救助のた
め、」を加え、「(政令で指定する
被害地域に係る都道府県にあつて
は同年七月一日)」を「(政令で指
定する被害地域に係る都道府県に
あつては、政令で定めるところに
より同年七月一日又は八月一日の
いずれかの日とする。)」に、「水

害に関する救助のため、左の各号
の一に掲げる費用を支出したとき
は、」を「左の各号の一に掲げる費
用を支出したとき、又は政令で定
めるところにより政令で定める期
間内に第一号及び災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)第二
十三条に規定するもの以外の救助
のため必要な施設又は設備で政令
で定めるものに要する費用を支出
したときは、」に、「災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)」を
「災害救助法」に改め、同条第三
号を削る。

第三条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害の被害地域に行われる国
民健康保険事業に対する資金の貸
付及び補助に関する特別措置法
(昭和二十八年法律第二百十八号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害の被害地域
に行われる国民健康保険事
業に対する資金の貸付及び
補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及
び七月の大水害(以下「水害」と
いう。)」を「昭和二十八年六月及
び七月の大水害又は同年八月及び
九月の風水害(以下単に「水害等」
という。)」に改める。
第二条各号列記以外の部分中
「被害地域に係る都道府県が、」の
下に「水害等に関する救助のた
め、」を加え、「(政令で指定する
被害地域に係る都道府県にあつて
は同年七月一日)」を「(政令で指
定する被害地域に係る都道府県に
あつては、政令で定めるところに
より同年七月一日又は八月一日の
いずれかの日とする。)」に、「水

害に関する救助のため、左の各号
の一に掲げる費用を支出したとき
は、」を「左の各号の一に掲げる費
用を支出したとき、又は政令で定
めるところにより政令で定める期
間内に第一号及び災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)第二
十三条に規定するもの以外の救助
のため必要な施設又は設備で政令
で定めるものに要する費用を支出
したときは、」に、「災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)」を
「災害救助法」に改め、同条第三
号を削る。

第三条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害の被害地域に行われる国
民健康保険事業に対する資金の貸
付及び補助に関する特別措置法
(昭和二十八年法律第二百十八号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害の被害地域
に行われる国民健康保険事
業に対する資金の貸付及び
補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及
び七月の大水害(以下「水害」と
いう。)」を「昭和二十八年六月及
び七月の大水害又は同年八月及び
九月の風水害(以下単に「水害等」
という。)」に改める。
第二条中「(政令で指定する被
害地域にあつては同年七月一日)」
を「(政令で指定する被害地域にあ
つては、政令で定めるところによ
り同年七月一日、八月一日又は九

害に関する救助のため、左の各号
の一に掲げる費用を支出したとき
は、」を「左の各号の一に掲げる費
用を支出したとき、又は政令で定
めるところにより政令で定める期
間内に第一号及び災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)第二
十三条に規定するもの以外の救助
のため必要な施設又は設備で政令
で定めるものに要する費用を支出
したときは、」に、「災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)」を
「災害救助法」に改め、同条第三
号を削る。

第三条 昭和二十八年六月及び七月
の大水害の被害地域に行われる国
民健康保険事業に対する資金の貸
付及び補助に関する特別措置法
(昭和二十八年法律第二百十八号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月
の大水害並びに同年八月及
び九月の風水害の被害地域
に行われる国民健康保険事
業に対する資金の貸付及び
補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及
び七月の大水害(以下「水害」と
いう。)」を「昭和二十八年六月及
び七月の大水害又は同年八月及び
九月の風水害(以下単に「水害等」
という。)」に改める。
第二条中「(政令で指定する被
害地域にあつては同年七月一日)」
を「(政令で指定する被害地域にあ
つては、政令で定めるところによ
り同年七月一日、八月一日又は九

害に関する救助のため、左の各号
の一に掲げる費用を支出したとき
は、」を「左の各号の一に掲げる費
用を支出したとき、又は政令で定
めるところにより政令で定める期
間内に第一号及び災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)第二
十三条に規定するもの以外の救助
のため必要な施設又は設備で政令
で定めるものに要する費用を支出
したときは、」に、「災害救助法(昭
和二十二年法律第百十八号)」を
「災害救助法」に改め、同条第三
号を削る。

月一日のいずれかの日とする。』に改め、同条第一号中「水害」を「水害等」に改める。

第四条 昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に、「水害」を「水害等」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

第五条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法
第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び

び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日を」「七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第二項中「昭和二十八年六月一日とする場合」と同年七月一日とする場合との区分は「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする場合の区分は」に改める。

第三条から第五条までの各条中「水害」を「水害等」に改める。

第六条 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法
第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」を、第三条第一項に規定する者」の下に「であつて水害等により被災したものの」を加える。
第二条中「前条に規定する大水害」を「水害等」に改め、「当該被害地域に居住していた者」の下に「であつて水害等により被災したものの」を加える。
第三条第一項中「被害地域に係

る都道府県」の下に「であつて政令で指定するもの」を加え、「三倍に相当する金額」を「うち当該都道府県が水害等により被災した者に対する貸付金の財源に充てる部分の三倍に相当する金額及びその他の部分と同額の金額の合計額」に改める。

附則

この法律は公布の日から施行する。但し、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用し、第六条の規定は、昭和二十八年八月十七日から適用する。

昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加える。

第二条 昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「大水害」という。）」又は同年八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）」に改める。

第二条第一項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「大水害又は風水害」に改め、同条第二項中「総額二十万円（事業協同組合又は同連合会については百万円）」を「事業協同組合及び同連合会以外の者にあつては総額二十万円、事業協同組合又は同連合会にあつては総額百万円（大水害及び風水害の双方によつて損害を受けた場合は、それぞれ二十五万円及び百三十万円）」に改める。

第三条第二項中「二十億円」を「三十五億円」に改める。

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技

法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

本則中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加え、「政令で指定する地域内にある地方公共団体」を「地域内にある地方公共団体であつて、政令で指定するもの」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害」を「政令で指定する地域内において、昭和二十八年六月下旬

から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害」に改める。

附則第四項及び第五項中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

(昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正)

第二条 昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「以下「水害」という。」の下に「又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「風水害」という。)」を加える。

第二条中「水害」の下に「又は風水害」を加え、同条第三項第一号中「十五万円」の下に「(水害及び風水害の双方によつて損害を受けた被害農林漁業者に貸し付けられる場合は二十万円)」を加える。

第四条第一項中「百億円」を「二百億円」に改める。

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害(以下「水害」という。)」を「政令で定める地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害(以下「水害等」と総称する。)」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月十八日印刷

昭和二十八年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局